

木造住宅の耐震診断 派遣事業のご案内

令和 7 年度

鳥 栖 市

鳥栖市木造住宅耐震診断派遣事業 制度の概要

平成28年4月に発生した熊本地震では、旧耐震基準により建設された木造住宅が倒壊して大きな被害が発生しました。これを受けて、鳥栖市では耐震診断を希望する市民の方を対象にお住まいの住宅に耐震診断士を派遣します。

制度内容

「佐賀県木造住宅耐震診断登録建築士」が耐震診断を希望される皆様のご自宅に伺い、目視及び図面等により住宅を調査し、耐震性を評価します。

対象となる木造住宅

次の全てに該当する木造住宅

- ① 市内にある木造住宅であること
- ② 昭和56年5月31日以前に着工された住宅であること
- ③ 柱、梁その他の主要構造部が木材の在来軸組構法によって造られた住宅であること
- ④ 個人が所有し、自ら居宅する一戸建て住宅（他の者に賃貸しているものや空き家でないもの）

対象者

対象となる住宅の所有者または所有者の親族で自ら居住している方

手数料

5,000円（振込先：建築士事務所協会）

募集期間

令和7年6月2日(月)～ 令和7年10月31日(金)

募集件数に達した場合は終了します。

募集件数

10件

申込みの流れ

3ページ掲載のフローチャート参照

申込の方法

提出書類

- 耐震診断派遣申込書（様式第1号）
- 誓約書 ※耐震診断派遣申込書の裏面

添付書類

- ✓ 付近見取図（対象住宅とその周辺を示した地図）
- ✓ 建築確認通知書の写し（ある場合）
- ✓ 住宅の所有者が分かる書類（建物の登記事項証明書）
- ✓ 住宅が昭和56年5月31日以前着工と分かる書類（登記事項証明書・名寄帳等）
- ✓ 住民票（市役所市民課）
- ✓ 市税等の滞納がないことが分かる書類（完納証明書）
- ✓ 外観写真（現状の外観の写真を2～3面程度）

問合せ先

鳥栖市 建設課 住宅係

〒841-8511 鳥栖市宿町1118番地

電 話 0942-85-3600

FAX 0942-85-2114

鳥栖市木造住宅耐震診断派遣事業フローチャート

